

## (役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて開催する。

2 役員会は、会長が招集し、本会の運営に係る必要な事項を審議する。

3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

## 第4章 役員及び顧問

### (役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 理事 若干人

(4) 監事 1人

### (役員の仕事)

第12条 会長は、本会を代表し会務を掌理する。

2 副会長は、会長を助け会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、会務の執行に参画するとともに、庶務、会計、会報編集、行事等を分掌する。

4 監事は、会計の監査を行う。

### (役員を選出)

第13条 役員は、総会で選出する。

### (役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長の仕事は、前項の規定にかかわらず、連続して4年を限度とする。

### (顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会又は役員会に出席して意見を述べるすることができる。

3 顧問は、総会で選出する。

4 顧問の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 事務局長及び編集局長

### (事務局長及び編集局長)

第16条 本会に事務局長及び編集局長を置く。

2 事務局長及び編集局長は、それぞれ副会長をもって充てる。

3 事務局長は、会長の指示を受け本会の事務を処理する。

4 編集局長は、会長の指示を受け会報の発行事務を処理する。

## 第6章 会計

### (経費)

第17条 本会の経費は、会費、寄附金、助成金及び雑収入により賄う。

### (会費)

第18条 本会の会費は、会員及び準会員ともに5年間3,000円とする。

2 納入した会費は中途退会であっても返還しない。